

配食サービス利用規約

本規約は、社会福祉法人 梅の樹会（以下「当法人」という。）が企画運営する配食サービスに関し、次のとおり利用規約を定めます。

第1条（配食サービス）

配食サービスとは、当法人の厨房で調理加工された食事を専用の弁当箱に詰めてご自宅まで配送を行うサービスをいいます。

第2条（禁止事項）

- (1) 虚偽の情報を登録、または提供すること。
- (2) 当法人、他の利用者、または第三者の財産権、プライバシーに関する権利、その他の権利または利益を侵害する行為。
- (3) 配食サービスの利用目的の範囲を超えて第三者に譲渡し、又は営利を目的とした情報提供活動に用いること。
- (4) 配食サービス運営の妨げとなる一切の行為。
- (5) 法令に反する一切の行為。
- (6) その他、当法人が不適切と判断する一切の行為。

第3条（配食サービス対象者）

配食サービス利用対象者は、原則として東京都西多摩郡瑞穂町在住とさせていただきます。

第4条（配食サービスの利用方法及びキャンセル）

配食サービスについては、「配食サービス申込書」に必要事項をご記入の上、希望されるコース、曜日をご選択頂き、次週よりご利用開始となります。

尚、締め切り後のキャンセルについての返金は、原則対応致しかねます。

第5条（配送時間）

配送時間は原則、16：30～17：30の間になります。不在時は、電話連絡後に再配達となります。尚、再配達の間は、17：30～18：00の間とさせていただきます。以降はキャンセル扱いとなりますのでご了承願います。

第6条（配食サービス費用）

配食費用については、別紙利用料金表をご参照下さい。尚、経済事情の変動等により、不相当となった場合は、価格設定を改定する場合がございます。

第7条（配食サービス費用の支払い等）

- (1) 当法人の介護サービスを利用されている場合は、お取り頂いた食数分を計算して、翌月の利用サービス料金等の引き落とし時に合算して指定金融機関の取引口座より自動引き落としさせていただきます。
- (2) 当法人の介護サービスを利用していない場合は、現金前払いとさせていただきます。

第8条（配食サービスの終了）

次の各号の一に該当した時は、配食サービスを終了するものとします。

- （1）天災地変などの不可抗力によって当法人が滅失または大部分が損壊し使用不能になった場合。
- （2）配食サービスに関する、当法人と利用者様間で利用の中止、終了に合意した場合。

第9条（配食サービスの停止）

当法人は、配食サービスに際し、次の各号の一に該当した場合は、何らの催告を要せず、直ちに停止することができるものとします。

- （1）支払不能の状態、若しくは支払を停止したとき。
- （2）差押、仮差押、仮処分等を受け、または受ける恐れがある場合。
- （3）その他、第2条禁止事項に該当する行為があった場合。

第10条（守秘義務）

当法人は、正当な理由がない限り、配食サービスの履行に際して知り得た情報をサービス提供期間中はもちろん、サービス終了後も第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

第11条（合意管轄）

配食サービスに関して止むを得ず訴訟となる場合には、当法人所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

附則 この規約は、平成30年6月1日から施行する。